

平成31年2月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成31年2月7日（木）
開会：午前10時 閉会：午前11時30分
- 2 開催場所 第3委員会室
- 3 会議次第
 - 12月定例会議事録承認
 - 教育長報告
 - 議案第1号 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正に係る臨時代理について
 - 議案第2号 県費負担教職員の懲戒処分の内申に係る臨時代理について
 - 議案第3号 大津市道路占用料条例等の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について
 - 議案第4号 大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について
 - 議案第5号 事業契約の締結に係る意見の申出について
 - 議案第6号 和解及び損害賠償の額を定めることに係る意見の申出について
 - 議案第7号 平成31年度大津市一般会計教育費当初予算に関する意見の申出について
 - 議案第8号 平成31年度大津市学校給食事業特別会計当初予算に関する意見の申出について
- 4 出席委員
船見教育長、日渡委員、前田委員、壽委員、八田委員
- 5 事務局出席者
丹羽教育次長、西村政策監、木澤教育監、飯田教育総務課長、西本同課主事、藤橋教職員室次長、脇学校教育課長、小林児童生徒支援課長、本郷学校給食課長、増田中学校給食準備室長、横田同室主査、押栗生涯学習課長、山口文化財保護課長、澤田教育センター所長、古谷葛川少年自然の家所長、木全教育相談センター所長、足立生涯学習センター所長、中川北部地域文化センター所長、古川和邇文化センター所長、川添科学館長、松下図書館次長、堀出和邇図書館長、片山少年センター所長、森寄歴史博物館長、他谷幼児政策課長、服部保育幼稚園課長、森同課長補佐、田中自治協働課長
- 6 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が2月定例会の開会を宣言
市民憲章斉唱

1 2月定例会議事録承認 承認

教育長報告

○議案第1号 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正に係る臨時代理について

【説明】

○飯田教育総務課長 議案第1号大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、委員会が会議を開く時間的余裕がなかったため、大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条の規定に基づき、教育長が臨時に代理したものについて、教育委員会の承認を求めるものである。

内容については、先日の12月定例会において議決された「大津市教育委員会の事務局及び大津市教育委員会の所管に属する教育機関の職員の在宅勤務に関する規程」の制定に伴い、在宅勤務の実施の承認に関する事務についての規定を新たに置くものである。在宅勤務を行おうとする場合の手続きは、あらかじめ登録をした上で、実施日の3日前の正午までに所属長に承認申請を行い、承認された場合に実施することとされているため、課長相当職以上の職位に関しては、部長級である教育次長が、その他の職員については、課長が承認を行うこととしたものである。

なお、本改正のほか、別表第1号の表2の部3の項第1号エ中「並びに」を「及び」に、同項第5号エ中「並びに」を「及び」に、それぞれ字句を公用文としての用法に基づき修正する。

【質疑】 なし

【採決】 承認

○議案第2号 県費負担教職員の懲戒処分の内申に係る臨時代理について

【説明】

○木澤教育監 議案第2号県費負担教職員の懲戒処分の内申に係る臨時代理について、委員会が会議を開く時間的余裕がなかったため、大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条の規定に基づき、教育長が臨時に代理したものについて、教育委員会の承認を求めるものである。

平成31年1月28日付で、小学校の教員に対しての懲戒処分を県教育委員会に内申した。処分については、教育委員との協議を踏まえて内申している。その後、1月31日に県教委が該当教諭を懲戒免職処分とした。それを受けて、市教委では当日該当教諭に辞令交付し処分を言い渡した。また、管理監督者である校長には文書訓告による指導措置を市教委が行った。

【質疑】 なし

【採決】 承認

○議案第3号 大津市道路占用料条例等の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

【説明】

○飯田教育総務課長 議案第3号大津市道路占用料条例等の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について、教育委員会の議決を求めるものである。

本議案は、来年の10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴って、大津市全体の条例において使用料等を定めているものについて、消費税率の改定を加味した金額に改めるものである。このうち、教育委員会の所管としては、第6条、大津市立公民館の設置及び管理に関する条例における施設・設備の使用料、第18条、大津市歴史博物館条例における施設・設備の使用料、第19条、大津市生涯学習センター条例における施設・設備の使用料、第22条、大津市北部地域文化センター条例における施設・設備の使用料、第28条、大津市埋蔵文化財調査センター条例における施設・設備の使用料、第44条、大津市和邇文化センター条例における施設・設備の使用料である。

附則に記載のとおり、施行期日は平成31年10月1日となるが、10月1日以前に使用許可を得た場合は、その時点で使用料を納めることになるため、使用が10月1日以降のものであっても、改定前の8%の使用料を支払うこととなる。

【質疑】 なし

【採決】 可決

○議案第4号 大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

【説明】

○飯田教育総務課長 議案第4号大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例（以下、給与条例）の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について、教育委員会の議決を求めるものである。

改正内容としては2点で、1点目は、人事院勧告に準拠して正規職員の給与改定が実施された背景を受け、臨時的任用職員においても、人材確保の観点から給与水準を引き上げるもので、日額70円をベースに賃金を改定するとともに、臨時講師の期末・勤勉手当について、正規職員と同様の水準に改定するものである。2点目は、職種の 신설ということ、教員の負担軽減のため、部活動にかかる事務を担う「部活動指導員」と、学習指導以外の支援を行う「スクールサポートスタッフ」の職種を新たに設けるものである。

【質疑】

○日渡委員 2職種が新たに設置されるということであるが、職を新たに設置するという点について、教育委員会はいつ議決されたのか。

○飯田教育総務課長 来年度の当初予算において、設置に関する予算要求をし、内示があり予算がついた部分について、それに伴う法令の整備をするということで本日提案しているものである。

○日渡委員 学校にどんな職を置くのかということは重要事項であり、事前にその職を置くという議決がない中で、給与の改定に伴う条例改正の中に、職の設置も同時に入れ込むというのは難しいのではないかと。

○飯田教育総務課長 本議案については、改正の趣旨が2点あり、1点目は人事院勧告に伴う給料の改定、2点目は、新たな職の設置ということで、臨時及び嘱託の職種については、例規上現れるのがこの給与条例だけである。従い、職を設置するかどうかも含めて、この給与条例の改正の中で議論をしていただくこととなる。

○日渡委員 そうであれば、この場でなぜその職の設置が必要かという議論が必要である。

○西本教育総務課主事 本市の学校管理規則等で小・中学校、幼稚園に置く職について規定されているのはあくまで正規職員に関する部分であり、臨時的任用職員の職について規定していない。臨時的任用職員の職については、本市全体で給与条例にのみ規定しているものであるた

め、職の設置に関しては、給与条例において職を追加することに関して教育委員会議で諮り、議決を求めることとなる。

○日渡委員 職の設置というのは非常に重要なものであるので、しっかりと新たな職をこういう理由で置きたいという説明が必要である。

○脇学校教育課長 部活動指導員については、平成30年度はモデル事業という形で行っていたものである。現在は2校の中学校に1名ずつ配置をしているが、部活動の技術的な指導だけではなく、教員の働き方改革という点からも引率や部活動中でのトラブル、あるいは事故への対応といったところで、教員と同様の仕事をするにあたっては、臨時的任用職員という地方公務員法上に身分上の位置づけをする必要があると考え、今回職を設置するものである。

○木澤教育監 スクールサポートスタッフについては、予算の協議の際に少し説明したが、国の事業の一環で、国が3分の1、県が3分の1の補助を行い、学校現場における業務改善として、教員でなくてはできない仕事以外の仕事について、教員をサポートするスタッフを雇用するものである。主な活動としては、教員が作成した資料の印刷、掲示物の作成や給食の配膳などといった形でのスクールサポートである。1日3時間、週3回程度で、20校ほどの学校から応募があったが、予算の関係で今年度については3校の予算となったため、その効果を検証して拡充をしていきたいと考えているものである。

○船見教育長 臨時的任用職員に位置づける、主なポイントとしては、守秘義務など遵守すべき事項や有事の際の対応など、ボランティアとは違って身分的な保障を与えるとともに公務員という立場でしっかりとサポートしていただくという理解でよいか。

○脇学校教育課長 その通りである。

○日渡委員 先日来から話題になっている臨時講師についても、職としては学校管理規則などにはなく、給与条例のみに記載があるということか。

○西本教育総務課主事 その通りである。

○日渡委員 先日、天津市立学校の管理運営に関する規則の一部改正の際に、法律に記載された職と規則に記載する職の整理について議論があったと思うが、本条例も併せて市全体で整理したほうがいいのではないか。

○船見教育長 現在整理を進めているという理解でよいか。

○西本教育総務課主事 その通りである。

○八田委員 本年度の改正において、学校生活支援員、医療的ケア支援員等、時給が上がらない職がある理由は何か。

○西本教育総務課主事 基本的に、時間給を一律10円上げるというのではなく、毎年的人事院勧告に基づいて何%上げるというものであり、それを加味したベースからの増減額によって、10円単位で上がっているかを計算し、ベース単価によって端数に差異が出てきているものと思われるが、確認する。

○船見教育長 確認をすべきであるが、誤りではなく、また公平性を欠くものではないという前提で、採決することとさせていただく。

(確認の結果、時間給は、日額単価をベースに1日の基本的な労働時間である7時間45分で割り戻し、その10円未満の端数については一律切り上げ処理を行って単価を計算しているものであることから、その端数の処理によって改正により上がる年と上がらない年があるものであった。)

【採 決】 可決

○議案第5号 事業契約の締結に係る意見の申出について

【説 明】

○増田中学校給食準備室長 議案第5号事業契約の締結に係る意見の申出について、契約の変更内容については、平成31年10月1日の消費税率引き上げに伴い、運営維持管理業務に関する、いわゆるランニング費用(15年間の維持管理運営費)を変更するものである。変更の

契約金額については記載のとおり、約2億1,200万円強の増額となる見込みである。イニシャル費（建設費用と備品の調達費用）については、備品調達費に適用される備品の納品日が確定できないため、今回変更は行わない。なお、工事費については国税庁の公表から経過処置に伴い、税率は8%の据え置きとなる。イニシャル費の変更契約については、税率適用が決定する来年度の2月議会にて議決を予定をしている。

【質 疑】

- 日渡委員 イニシャル費とランニング費をもう少し詳細に説明願いたい。
- 横田中学校給食準備室主査 イニシャル費は、設計から施設の引き渡しまでのトータルの事業費、すなわち、設計、建設工事及び工事の管理費用等の諸々の引渡しまでの費用である。
ランニング費用は、引渡し以後、実際に給食を調理する運営費用や、施設の維持管理をする費用など、施設引渡し以降から事業終了期間までの15年間の諸々の費用である。
- 壽委員 イニシャル費の備品の納品日が確定できないということであったが、それは平成31年10月の消費税増額の日以前に納品日が来るのか、以後に納品日が来るのかが決まっていという理解で良いか。
- 増田中学校給食準備室長 その通りである。
- 壽委員 今回の変更の議案を提出する契機は何か。
- 船見教育長 15年間のランニング費に係る消費税率については、10%が適用されることが確定したことを以って、その部分について先に議決を求める。

【採 決】 可決

○議案第6号 和解及び損害賠償の額を定めることに係る意見の申出について

【説 明】

(非公開)

【質 疑】

- 壽委員 前回の協議では、検証はしていないということであったが、上程にあたって検証を行うということか。
- 船見教育長 当時、事故がどういう状況で起こったかという調査はされており、特に特別支援学級については担当教諭が連携して注意をしていくこととしているが、それ以外に問題点はなかったのか、今一度スクールロイヤーの力も借りて検証することについて検討している。
- 小林児童生徒支援課長 当時関わった教員への聞き取り実施をしているところであり、概ね2月22日くらいまでに内容を整えて、再発防止に繋げていきたいと考えている。
- 壽委員 それは、今回の議案とは切り離してやるという理解か。
- 小林児童生徒支援課長 その通りである。
- 船見教育長 学校事故は、軽微なものも含めて年間3,000件ほど起こっている。基本的に学校管理下で起こる事故については、安全配慮義務など学校の管理責任が問われることとなるが、ほとんどのケースが治療費だけの支払い、スポーツ振興センターからの支払いだけで収まっている。個々のケースについては、学校においてはきちんと振り返って対策は考えられているが、教育委員会事務局としても、学校の検証や対策がそれでいいのかも含めて振り返りや検証を行い、事故防止、再発防止につなげていく必要があるのではないかと考えている。今回のケースについては振り返りをするものではないかと考えているが、また教育委員会の協議の中でも、こういったケースでは事務局含めた検証が必要だというラインを設けることに関して議論ができればと考えている。
- 日渡委員 これは、休み時間で起こった出来事という理解でよいか。
- 小林児童生徒支援課長 そうである。
- 日渡委員 そのことも含めて、教育委員会としてどのような指導を学校に行うべきかということについては、難しい問題であり、議論する必要があると考える。

○前田委員 今回の議案は、和解及び損害賠償の件であるが、今後聞き取りや検証をし、再発防止策を考えていく中で、特別支援学級で起こったということで、その視点からの専門的な知識を持った方の意見や力を借りて検証するというのは考えているか。

○小林児童生徒支援課長 現状では、当時の調査報告書を確認した上で、第三者的な目から見て、当時の状況を確認してどういった対応ができたのかということを検証するという趣旨で、スクールロイヤーを活用することを考えているが、今指摘のあった視点での意見についても、報告の結果を提示し意見を頂戴するということも検討していく。

○船見教育長 法律的な見方だけではなくて特別支援に関する専門的な知識を持った方のご意見も聞いて、どういうことができたのかということまで踏み込まないと、有効な再発防止策にならないというご意見だと思う。そういったことも当然考えていかなければならないと考える。今回のケースについては、事故時の教室環境が適切であったのかどうか、そういったことまで考えないとなかなか難しいと思う。

○前田委員 注意を払って注視するのも必要だが、やはり事故が起りにくい環境の整備という視点も非常に重要ではないかと思うので、そういう専門的な意見も聞いて検証していく必要があるかと思う。

【採 決】 可決

○議案第7号 平成31年度大津市一般会計教育費当初予算に関する意見の申出について

○議案第8号 平成31年度大津市学校給食事業特別会計当初予算に関する意見の申出について

【説 明】

○飯田教育総務課長 議案第7号、平成31年度大津市一般会計教育費予算に係る意見の申出について、及び、議案第8号、平成31年度大津市学校給食事業特別会計予算に係る意見の申出について、いずれも同予算が市議会2月通常会議に議案上程されることから、市長に意見の申出をするものである。

一般会計予算総額は、1,128億9,000万円で、今年度と比較して4%余りの増加となっている。その内、教育費は、135億万円余りとなり、今年度と比較して約50%の増加となっている。学校給食事業特別会計総額は、18億6,100万円で、今年度と比較して約22%の増加となっている。歳入につきましては、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、諸収入において、施設使用料や学校施設の環境改善交付金、文化財の保存等にかかる補助金等を見込んでいる。

通番432番、小・中学校規模等適正化推進事業は、適正化ビジョンに基づき、保護者や地域との協議を行うということに関して必要な経費を計上しているものである。

433番、事務局運営費については、来年度から常勤の嘱託弁護士を雇用し、スクールロイヤー等の役割を担っていただくものが主なものである。

434番、総合教育会議運営費については総合教育会議の運営経費、

435番、学校地域連携推進費についてはコミュニティ・スクールの経費、中学校区内の交流活動等の経費、それから保・幼・小・中の連携事業等の経費である。

436番、437番、小・中・幼管理指導費は、子どもの交流活動、合同教員研修、家庭・地域を含む交流などに要する経費や、児童生徒の学習習慣や学力の定着を図るため、学習定着プログラムをモデル校で実施する経費、及び学校教育活動に伴う消耗品費等事務的経費及び小中学校全55校で実施する不祥事撲滅研修会、管理職対象に実施する研修会のための経費等である。

438番から441番、生きる力を育てる教育推進費は、いじめ対策に関する経費、いじめ対策担当教員の配置の経費、それからインクルーシブ教育の推進に向けた学校生活の支援を行う学校生活支援員の経費、学校司書や教員の業務支援を図るためスクールサポートスタッフを配置する経費等である。

442番、443番、教育相談センター運営費は、教育相談や不登校対策の巡回相談等に関

する経費である。

444番から446番、特別支援教育充実費は、医療的ケアを必要とする児童に対する医療的ケアの支援員の配置等に関する経費等である。

447番、国際理解推進費は、S k y p eを利用した海外との交流の経費、それから外国語指導助手、いわゆるALTを派遣する経費、G T E Cの検定料の補助等である。

448番、私学振興対策費は、私学の比叡山中学、高校、それから滋賀短大、滋賀朝鮮学校等の私学振興のための運営補助費である。

449番から452番、教育振興対策費は、自然体験や職場体験の経費、蔵書図書館の整備等に関する経費である。

453番及び454番、児童・生徒通学支援費は、遠距離通学の補助金、それから大石小学校と葛川小学校のスクールバス運営経費等である。

455番、自然体験学習推進費は、小学校4年と中学1年生を対象に自然体験学習をするためバスの借上料と命の学習等の経費、それから滋賀県の「やまのこ」事業を活用した森林環境学習を推進するための経費である。

456番、奨学資金は、高校に就学することが経済的事情で困難な生徒に対して、年間8万4,000円の給付をする経費である。

457番から459番まで、教育センター運営費は、法定研修を初めとして教員研修に関する経費、社会科の副読本「私たちの大津」の全面改定に要する経費等である。

460番、及び461番、科学館管理運営費は、小学校全校の6年生を対象に科学館移動教室を実施することに伴う経費等である。

462番、小学校管理運営費（小）は、小学校の教育活動に伴う教材整備費や光熱水費等である。

463番、学校ICT環境整備推進費（小）は、大津市教育ネットワークデータセンターの更新、教育用パソコンの更新、それから2020年度から小学校のプログラミング教育が開始されることに伴う整備の経費等である。

464番、児童教員用等設備備品整備費は、小学校8校における通級指導教室の教材整備、新設予定の特別支援学級の教育備品等の整備費用等である。

465番、学校施設大規模改修費は、石山小学校の法令適合改修に伴う経費である。

466及び467、設備維持管理補修費（小）は、小学校の設備維持管理に関する経費等である。

468番、就学援助費（小）は、要保護世帯及び準要保護世帯等を対象にして学用品費等の教育費の扶助を就学援助として行うものである。

469及び470、設備維持管理補修費（中）は、中学校の維持管理に関する経費である。

471、生徒教員用等設備備品整備費は、新設を予定している特別支援学級、通級指導教室の教育備品等の設置に係る経費、生徒用の机、椅子等の更新の経費である。

472番、学校管理運営費（中）は、教育活動に伴う教材整備費、光熱費等、中学校の分である。

473番、学校ICT環境整備推進費（中）は、教育ネットワークの更新、ICT関連の維持管理経費等、中学校分である。

474番、学校規模大規模改修費は、石山中学校ほか3校に係る中学校給食に伴う配膳室整備工事等である。

475番、就学援助費（中）は、先ほどの小学校と同じく就学援助費の中学校分である。

485番から487番まで、社会教育推進費は、社会教育委員の委員報酬と社会教育に係る経費である。

488番及び489番、和邇文化センター管理運営費、北部地域文化センター管理運営費は、それぞれ各センターの維持管理保守等の経費、講座開設等の経費等の管理運営経費である。

490番、青少年教育推進費は、青少年の健全育成のための経費、成人式開催の経費等である。

491番から493番まで、人権生涯学習推進費は、人権生涯学習推進協議会の連合会に対

する経費を初めとした人権関係の経費である。

494番、生涯学習センター管理運営費は、清掃、設備維持等の委託料、光熱水費等の施設管理運営経費と生涯学習センターの管理運営に関する経費である。

495番から497番まで、少年センター運営費は、少年センターとして補導委員を委嘱しているものの活動費と少年の非行防止、健全育成を図るための運営経費である。

498番、公民館講座等開設費は、子どもの居場所づくり事業、地域人材育成事業など公民館講座を開催することに伴う講師謝礼等である。

501番から503番まで、公民館管理運営費のうち教育委員会部分については、大津公民館の指定管理委託料、単独公民館の和邇、小野の公民館の分館の光熱費等の管理経費である。

504番、図書整備費は、大津市の図書館である本館と北館と和邇館の図書購入経費、新聞等の参考図書購入費等である。

505番、図書館管理運営費は、資料の検索、貸し出し、予約等処理する情報処理システムの機器賃借料、保守料、設備維持管理等の費用である。

507番及び508番は、少年自然の家の管理運営費、自然の家の清掃、施設管理等の業務、施設改修工事等の管理運営費である。

509番、市内遺跡緊急発掘調査費は、個人住宅の建設に伴う発掘調査、民間開発に伴う試掘調査等の経費である。

510番及び511番、文化財等保存対策費は、坂本の伝建地区における建造物の修理修景工事に対する補助金、国、県、市の指定文化財の保存修理等々の補助金である。

512番及び513番、文化財保護管理運営費は、史跡の公有化を図るための用地購入費、埋蔵文化財調査センターの管理運営経費等である。

514番、博物館企画展示費は、平成31年4月からフランスのパリ日本文化館で開催される「パリ大津絵展」に共催し、10月にはそのフォローアップ事業として、歴史博物館においてヨーロッパと大津絵との関係を紹介する展覧会の開催、また10月に開催予定の「大津南部の仏像」、平成32年2月に開催予定の重文指定記念「江戸時代の琵琶湖水運」等の企画展開催経費と、大河ドラマ「麒麟がくる」観光振興事業の一環で、常設展示室の一部を「明智光秀と戦国の大津」というテーマで改修する経費等である。

515番及び516番、博物館管理運営費は、受付案内等に係る経費、清掃、設備維持管理等、歴史博物館の管理運営の経費である。

517番から523番まで、各種健康診断費は、学校保健安全法及び労働安全衛生法に基づく児童・生徒及び教職員に係る定期健康診断等の経費である。

524番から527番まで、学校保健管理運営費は、小・中学生の個別相談対応の充実を図り、いじめ、不登校の早期発見に向け、「こころとからだの先生」として養護教員の複数配置に要する経費、学校衛生環境管理に関する業務委託料等の管理経費等である。

528番から530番まで、学校体育指導推進費は、小・中学校の体育活動の充実、活性化を図るための経費、小・中学校体育連盟への活動負担金、各種大会への派遣に関する補助金、部活動指導員事業の経費である。

531番及び532番、共同調理場施設整備費については、北部学校給食共同調理場のボイラーのリース経費、新たな東部学校給食共同調理場の施設引渡しに伴う公有財産購入金等である。

533番、学校給食運営費は、中学校16校のスクールランチの経費、業務委託料等である。

学校給食事業特別会計に関しては、学校給食事業特別会計については、現在、市立小学校すべての37校及び葛川中、志賀中の中学校2校で実施している「学校給食」にかかる歳入歳出予算を計上しているものである。なお、来年1月からは、現在未実施の中学校においても、給食実施を予定しており、その経費も見込んでいる。

歳入は保護者からいただく給食費、一般財源からの繰入金、前年度からの繰越金であり、歳出の主なものは、食材費のほか調理場の管理・運営等にかかる経費である。

○服部保育幼稚園課長 補助執行分について、476番及び477番、施設維持管理補修費（幼）は、市立幼稚園33園の施設維持管理経費であり、日吉台幼稚園園舎解体に伴う経費

や、平成32年度から3年保育を実施する幼稚園の準備に必要な経費も含んでいる。

480番、就園奨励費は、低所得世帯や多子世帯の私立幼稚園の園児を対象とした国庫補助基準に基づく保育料の一部補填に係る経費である。

481番、私立幼稚園運営補助費は、職員数や園児数に応じて私立幼稚園の運営に関する経費の一部を補助するものである。

484番、施設型給付等支給事業費（教育）は、認定子ども園の教育部分、新制度に移行した幼稚園の運営に要する費用を支援するものである。

○他谷幼児政策課長 449番、教育環境対策費は、市立幼稚園の在園児の読書活動の推進に要する経費である。

478番及び479番、幼稚園管理運営費は、幼稚園の3年保育の実施に係る経費のうち、消耗品や備品等の経費、及び市立幼稚園31園の管理運営及び伊香立、日吉台幼稚園の管理に関する経費である。

482番及び483番、幼稚園子育て支援費は、幼稚園の一時預かり事業と未就園児の親子通園事業の経費、及び幼稚園の一時預かり事業と未就園児親子通園事業の人件費に相当する部分である。

○田中市民センター改革推進室長 499番、公民館管理運営費のうち公民館自主運営モデル事業費については、地域団体が公民館の業務の一部を自主運営するための委託料である。

500番、公民館管理運営費のうち、公民館（支所併設）管理運営事業については、34公民館の維持管理に要する経費である。

【質 疑】

○壽委員 「心のつながりレター」事業が廃止されるとあるが、この事業はなくなるのか、なぜか。

○小林児童生徒支援課長 本事業は夏休み明けの子どもの状況を学校がいち早く察知し、新学期を子ども達が安心して迎えらるるようにするという目的の下で、平成29年度と平成30年度の2年間実施してきた。1学期の期間中に不登校であったり問題行動があったりした子どもなど気になる子どもについては、学校と教育委員会で確認するという仕組みができた。また気になる子どもの安否確認についても、学校全体で取り組んでいくという気運が醸成できたこともあり、教育委員会が全校で実施するということについては廃止するものである。今後については、夏季の校内研修時の自殺予防の取組を行うことや、子どもの実態、クラスの実態に応じて、郵便局との連携などを活用して学校が個別に継続することは可能となっている。また子どもの見守り地域関係者との連携による見守り活動について拡充していくということを事業完了後の方向性として進めていきたいと考えているところである。

○壽委員 事業の廃止や新規事業については、予算の議決時にいきなり出すのではなく、その手前で議論ができるようにしたい。普段の教育委員会議での議論がどのような事業やどのような取組に繋がっているのか、ということを確認にしたいと考えている。

○船見教育長 前回の協議でもご意見をいただいた。予算編成のスケジュールの中で、指摘いただいた点を踏まえて、普段の議論が事業に繋がっていくことが確認できるような進め方、協議方法を事務局に考えてほしい。

○壽委員 本事業の廃止については、教職員にどう伝わっているか。総合教育会議でも大々的に取り上げた事業でもあるので、廃止にあたっては、合理的で腑に落ちる理由があり、その説明がきちんと現場の教職員にも伝わるように、現場の混乱や不満感を招かないようにするべきと考える。

○船見教育長 本事業単体ではなく、全体としてのいじめ対策の考え方を学校へ説明する中で、現場の先生方の理解を得られるような説明を、校長会も通じてしていく必要があると考えている。市議会でも指摘されているが、現場は既に飽和状態であり、新規事業を行うのであれば既存の事業も整理して見直していく必要があるという指摘もある。きちんと説明し、現場に混乱を招かないように進めていきたいと考えている。

【採 決】 可決

閉会 教育長が2月定例会の閉会を宣言